

# 建設リサイクル法に基づく届出の電子申請について

## < 申請の流れ >

1. 提出者が、電子申請入力フォームより提出  
様式第一号の内容については、入力フォームに従い入力いただき、その他の書類については、PDF ファイルにてご提出ください。
2. 池田市が、下記の内容をメールにて回答
  - ・副本の PDF データ(届出日・届出番号は未記入の状態)
  - ・届出日
  - ・届出番号
3. 提出者が、副本の PDF に届出日・届出番号を記入

## < 注意事項 >

- ※ 提出は土日祝日含め 24 時間可能ですが、開庁時間外に提出いただいた分につきましては、次の開庁日を届出日とさせていただきます。そのため、提出をされる方はこの点にご留意いただき、届出日が工事着手 7 日前までになるよう手続きを行ってください。
- ※ 電子申請の場合、届出済シールの発行は行っておりません。シールが必要な方は、提出者の方で下記 URL から印刷していただき、現場に掲示願います。  
[https://www.city.ikeda.osaka.jp/material/files/group/88/risaikuru\\_todokedezumi.docx](https://www.city.ikeda.osaka.jp/material/files/group/88/risaikuru_todokedezumi.docx)
- ※ 提出後の内容修正は、提出者側で行うことができません。修正されたい方は、shinsa@city.ikeda.osaka.jp までご相談ください。
- ※ システムの定期メンテナンス等により一時的にサービスが停止している場合があります。メンテナンス状況等については、下記のページをご参照ください。  
[https://publitech.fun/logoform\\_maintenance](https://publitech.fun/logoform_maintenance)